



令和8年度 県産材PR促進事業

木材関連業者が共同で行う、県産材製品の開発や販路拡大、
県産材の普及、技術向上に関する取組を支援します。

補助率 対象事業の1/2

対象事業

- ・ 県産材販路拡大に関する取組
- ・ 県産材の普及に関する取組
- ・ 製材技術向上に関する取組
- ・ 木材利用技術向上に関する取組

補助上限 40万円

補助上限 20万円

補助上限 17万5千円

補助上限 20万円

1. 申請者条件

県産材の安定的な供給体制づくりのため設置された
地域協議会に所属している、市町村及び、木材関連業者
又は、木材関連業者等の組織する団体。

※ 木材関連業者については、複数の事業者の共同に
よる取組を行うことが必要です。

(ただし、JAS取得に向けた資格獲得に係る講習会等の受講は、
単独事業者の実施が可能です)

地域協議会とは？

新潟県森林・林業基本戦略
を推進するため展開される
「つなぐプロジェクト」
をサポートする協議会で、
県地域振興局単位で設置
されています。

2. 支援の対象となる取組区分

(1) 県産材販路拡大に関する取組

- ・ 県産材製品の試作品製作、試験研究等
- ・ 県産材製品の販路拡大のためのニーズ調査・分析、
広告宣伝等

(2) 県産材普及啓発に関する取組

- ・ 県産材の流通・販売・利用に関する勉強会、説明会、
利用事例発表会等の開催
- ・ セミナー、シンポジウム、イベント等の開催
- ・ 県産材の情報発信等のPR活動

(3) 製材技術向上に関する取組

- ・ 県産材製品の品質向上に向けた製材・乾燥技術に
関する研修会の開催
- ・ JAS取得に向けた木材乾燥技術、品質管理、格付等
の資格取得に係る講習会等の受講

(4) 木材利用技術向上に関する取組

- ・ 県産材利用の提案ができる建築設計者を養成する
勉強会等の開催
- ・ 木造建築の新技术や新たな利用法の普及のための
勉強会や見学会の開催



県産材の利用に関する意見交換会



3. 補助基準

補助率は、対象事業費の1/2

なお、補助対象経費の上限額は、支援の対象となる取組により異なります。

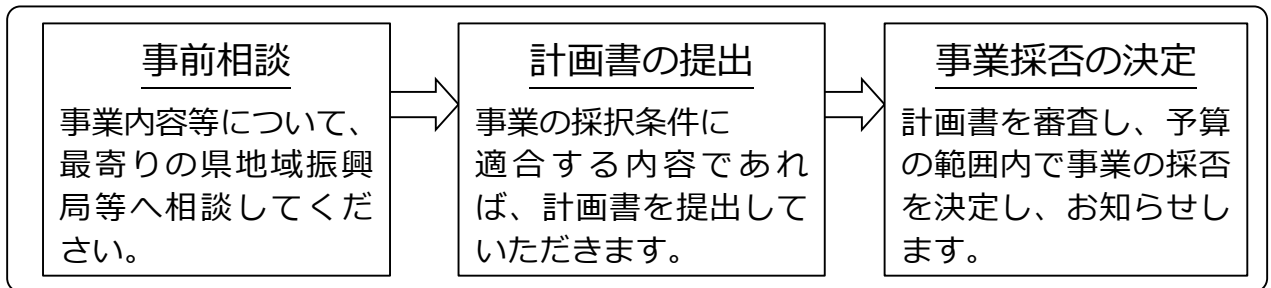
| 取組区分 | 補助上限金額 |
|--------------------|--------|
| (1) 県産材販路拡大に関する取組 | 400 千円 |
| (2) 県産材普及啓発に関する取組 | 200 千円 |
| (3) 製材技術向上に関する取組 | 175 千円 |
| (4) 木材利用技術向上に関する取組 | 200 千円 |

※ 複数の取組区分を併用して、申請が可能です。

例えば、①県産材を使った新製品を開発して、②新製品を含めた製品紹介のイベントを開催する場合、最大60万円の支援が受けられます。

| | |
|--------------|-------|
| ①新製品開発（販路拡大） | ：40万円 |
| ②イベント開催（普及） | ：20万円 |
| 計 | ：60万円 |

4. 申込み方法



5. お問合せ先

- 申込にあたり、まずは下記の地域振興局（林業振興課）に、お問合せください。

| 申請者の所在地 | 応募先地域振興局 | 住所・電話番号 |
|--|----------|--|
| 村上市、関川村、粟島浦村 | 村上地域振興局 | 〒958-8585 村上市田端町6-25 TEL 0254-52-7934 |
| 新潟市、新発田市、五泉市、胎内市、聖籠町、阿賀野市、阿賀町 | 新潟地域振興局 | 〒956-8635 新潟市秋葉区程島2009 新潟市秋葉区役所5階 TEL 0250-24-8326 |
| 長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村 | 長岡地域振興局 | 〒940-8567 長岡市沖田2-173-2 TEL 0258-38-2572 |
| 十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町 | 南魚沼地域振興局 | 〒949-6680 南魚沼市六日町960 TEL 025-772-8262 |
| 上越市、妙高市、糸魚川市 | 上越地域振興局 | 〒943-8551 上越市本城町5-6 TEL 025-526-9465 |
| 佐渡市 | 佐渡地域振興局 | 〒952-1555 佐渡市相川二町目浜町20-1 TEL 0259-74-3450 |

- 申請様式は上記の窓口で配布するほか、県のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/rinsei/pr-sokushin.html>

県産材PR促進

検索

- **事業の申請にあたっては、必ず募集年度の事業実施要領をご確認ください。**

木材を使うことは「伐って、使って、植えて、育てる」という森林の循環の一部です。

- 木材を使って森を育てることは、CO2の吸収や、国土を災害から守るといった、森林の持つ多くの機能の発揮につながります。
- 住宅に木材を使うことは、炭素を長期間貯蔵し、カーボンニュートラルに貢献します。



令和8年4月作成